

多文化共生のまちづくり促進事業細則

策定 平成 24 年 12 月 3 日

改正 平成 25 年 10 月 7 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 8 月 20 日

改正 平成 28 年 8 月 31 日

改正 令和元年 8 月 9 日

一般財団法人 自治体国際化協会

(目的)

第 1 条 この細則は、多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱（以下「要綱」という）の規定に基づき、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という）における多文化共生のまちづくり促進事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第 2 条 要綱第 7 条第 2 項に定める審査基準については次表のとおりとする。なお、次表のほか、医療・災害対策等緊急性が高い事業や、地域の NPO やボランティア団体等と連携するなど、地域に根ざす工夫が認められる事業は優先的に考慮することとする。

①必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の状況、住民ニーズに即した内容になっていること・地域課題を的確に把握し、課題解決のための具体的な手段が計画されていること
②妥当性	<ul style="list-style-type: none">・目的、目標、効果が明確であること・広く住民に還元される事業であること・実現可能な規模、内容であること・経費見積もりが適切で、適正な予算を立てていること
③連携性	<ul style="list-style-type: none">・多文化共生マネージャー等知識及び経験を有する人材の活用が図られていること・多様な地域資源を活用し、連携が図られていること
④発展性	<ul style="list-style-type: none">・一過性ではなく、事業で得られた成果をもって、今後も発展させることを目指していること・継続事業の場合は、継続することでより大きな効果が現れる内容であるほか、事業実施範囲や対象の拡大を図ること・成果物はウェブ上に公開するなどして広く周知と活用を図り、多くの利用が見込めるようこと
⑤模範性	<ul style="list-style-type: none">・他の模範となる内容であり、かつ応用性があること

(共同事業を実施する際の事務手続)

第3条 要綱第5条第1項第3号に規定する「複数の助成対象団体が共同で行う事業」についての事務手続は、当該事業の経理及び執行管理を行う代表となる団体が要綱第6条、第9条第1項、第10条第1項及び第12条に規定する書類を作成し、提出すること。また、協会は、要綱第7条第3項、第9条第2項及び第11条に規定する書類を当該代表団体に通知等する。

(実績報告書の提出期日)

第4条 要綱第10条第1項に規定する期日については、事業実施年度の4月から9月の間に事業完了した場合は10月15日、10月から12月の間に事業完了した場合は1月15日、1月から2月の間に事業完了した場合は2月末日とする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 要綱第10条第1項に規定する「その他協会が必要と認める書類」については、次のとおりとする。

- (1) 支出命令書等（領収書を含む）及びその証拠書類の写し
- (2) 記録写真や成果物等

2 前項第1号で規定する書類がない団体については、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（この助成事業に係る歳入及び歳出の最小科目が確認できる部分）、支出伝票等及びその証拠書類の写し
- (2) 各団体に応じた前号で掲げる書類に相当するもの

附則

この細則は、平成24年12月3日から施行する。

附則

この細則は、平成25年10月7日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年8月20日から施行する。

平成27年度以前に実施した事業については、改正後の多文化共生のまちづくり促進事業細則第2条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この細則は、平成28年8月31日から施行する。

附則

この細則は、令和元年8月9日から施行する。